

## ヤングケアラー支援に関わる関係機関の役割

子ども未来部 子育て支援課

## 1 ヤングケアラーの概念

＜厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知（令和元年7月4日付）「要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応について」から抜粋＞

## 「1 ヤングケアラーの概念について

実態調査では、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護（障がい・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護など）や世話（年下のきょうだいの世話など）をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どもを「ヤングケアラー」と定義されている。（以下省略）」

## 2 ヤングケアラーへの支援と関係機関の役割

## (1) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーへの支援では次のことが重要となり、セットで考える必要がある。

- ・ヤングケアラーであることを発見すること
- ・子どもの状況や意向に応じた支援に結び付けていくこと

## (2) 関係機関の役割

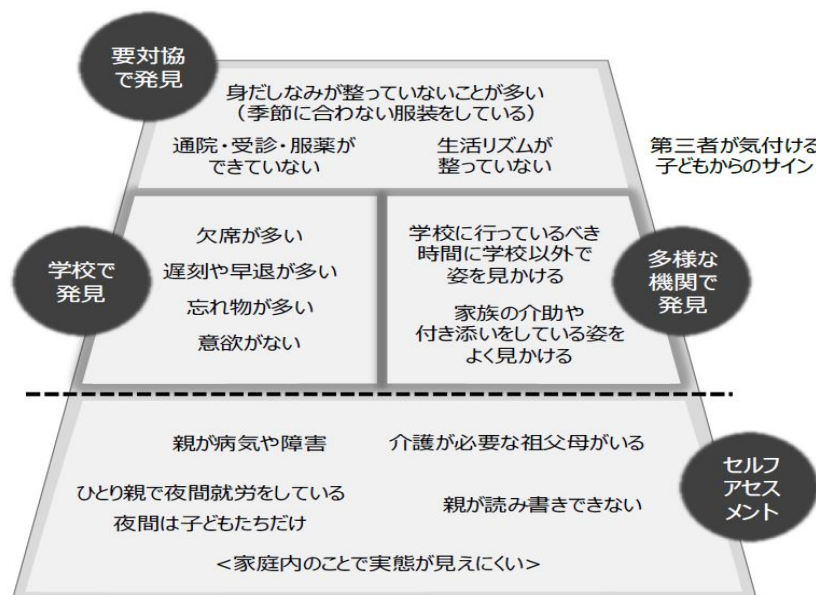
・ 要保護児童対策地域協議会

子どもへの支援の必要性やどのような支援を必要としているかを確認したうえで、必要な支援や関係機関につないでいく役割がある。

・ 学校、その他福祉サービス、医療機関、自立相談支援機関などの多様な機関

ヤングケアラーであることを子どもが自分で認識することは難しいと言われていたため、学校やその他福祉サービスなどの多様な機関は、ヤングケアラーである可能性に気づきやすい場所として早期に発見し支援につなぐ役割がある。

【図表3】多様な視点からヤングケアラーを把握する



(引用：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡（令和2年6月18日付）「ヤングケアラーの早期発見・支援について」)